

平成26年度 第3回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成26年5月14日（火）
午後3時00分～4時30分
- 2 場所 流山市役所第二庁舎4階401
- 3 出席委員
小島会長、石塚委員、鈴木（れ）委員、鎌田委員、鈴木（孝）委員、
中委員、平原委員 中村委員 鈴木（五）委員、田村委員、上平委員、
米澤委員、杉田委員、栗飯原委員、小泉委員
- 4 欠席委員
大野委員、大津委員、森山委員
- 5 事務局
染谷健康福祉部長 河原健康福祉部次長兼社会福祉課長
増田健康福祉部次長兼健康増進課長 早川介護支援課長
今野高齢者生きがい推進課長 小西障害者支援課長
鶴巻社会福祉課健康福祉政策室長 富樫健康福祉政策室主査
石川健康福祉政策室主事
- 6 傍聴者
1名
- 7 議題
・（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について
- 8 議事録（概要）
（小島議長）

会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は15名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。本日は傍聴の申出が在りません。（後に1名の方が審議会を傍聴。）。

それでは、議事に入ります。前回の第2回流山市福祉施策審議会では、（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について、審議していただきました。

その後、上平委員から見守り等の関連事業・活動の現状について、ご質問がありましたので、この件につきまして、事務局からご回答願います。

（事務局：鶴巻健康福祉政策室長）

先日、メールにて上平委員から、自治会、社協、事業者、行政自身のアラーム機器の設置等の活動も含めて、現在行政で把握している見守り策の現状について、ご質問をいただいております。

本日、お手元に「見守り等の関連事業・活動の現状」として、資料を配付させていただきますのでご覧ください。

まず、地域見守りネットワークの活動として、平成25年11月末のデータですが、見守り申込登録者として824名の登録があり、58の協力自治会のうち、見守りを実際に実施していただいている30の自治会のほか、14の地区社会福祉協議会、地域包括支援センターなど10の関係機関、電気・ガス事業者や、新聞・牛乳販売事業者などの一般事業者と介護事業者などの、44の事業者にご協力いただき、見守り活動を行っていただいております。

次に、前回お配りしましたが、平成20年3月に策定の「災害時要援護者避難支援計画」に基づく要援護者として、ひとり暮らしの高齢者、要介護認定者、障害者などのデータを関係各課から収集し、対象者の把握に努めております。

今回、本条例を制定した後は、地域見守りネットワークや災害時要援護者の避難支援の活動に活用できるよう、条例に基づき、本人の意向も確認した上で名簿を整備して、自治会等にあらかじめ提供できるようにしたいと考えております。

このほか、見守り等に関連する市の事業として、健康に不安のあるひとり暮らしの高齢者が簡単な操作で、緊急事態を自動的に消防署へ通報できる「ひとり暮らし高齢者緊急通報装置給付事業」や、救急情報カードに緊急連絡先やかかりつけの医療機関などの情報を記入し、保管容器に入れ、冷蔵庫扉に設置しておくことで、迅速な救急・医療活動に役立てる「救急情報セット活用支援事業」などを実施しております。

14の地区社会福祉協議会の皆さまにおいては、希望するひとり暮らしの高齢者に対する見守り活動として、「ひとり暮らし高齢者声の訪問事業」を実施していただいております。

また、民生委員・児童委員の皆さまの活動として、相談援助活動や安否確認、地域組織への参加促進などがありますが、そのための地域住民の実態把握に必要な資料として、民生委員・児童委員協議会と覚書を締結し、市から、65歳以上の単独世帯と複数世帯、65歳以上と65歳未満が混在する世帯の3つの名簿を提供しております。

最後に、警察、市内の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、タクシー会社、介護保険施設などとの協力、連携で徘徊による事故を防ぐため、「流山市ＳＯＳネットワーク」を組織し、連絡体制を組んで徘徊高齢者の早期発見と保護に努めております。

説明は以上でございます。

(小島議長)

ありがとうございます。上平委員いかがでしょうか。

(上平委員)

ありがとうございました。これを拝見しますと、いろいろな組織、団体が参加しながらやっているようですがけれども行政の実効性についてはどのように考えておりますか。いろいろあるようですがこれがすべて機能しているとは個人的には思えない。その辺を踏まえて、１００パーセントに近づけるために情報を提供するのがこの条例の趣旨であると思うのですが、そういう観点から今示していただいた組織の活動状況については、どのように評価していますか。

(事務局：河原健康福祉部次長)

この中で、一番上の地域見守りネットワークが見守りの中心事業になっています。協力いただいている自治会を広げていくために名簿情報を提供して見守り活動を広げていきたいというのが、目標です。

また、ひとり暮らし高齢者緊急通報装置給付事業や救急情報セット活用支援事業は、有事の際の対応方法であり、見守りの面では、ネットワーク事業を拡大していくのが、基本的な考え方です。

(小島議長)

はい。ありがとうございます。続きまして、今回の第３回流山市福祉施策審議会では（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について、これまでの審議の中で出た意見等を踏まえ、答申案を作成しましたので、その内容について説明を致します。

その後で、答申案について委員の皆さまからご意見・ご質問を頂きたいと思っております。

それでは、（仮称）流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について鎌田会長職務代理者から、説明をお願いします。

(鎌田会長職務代理者)

(仮称)流山市地域支え合い活動の推進条例の制定について、答申案を作成致しましたので、説明をさせていただきます。

(答申(案)を読み上げる。)

ただいま読み上げましたのが、諮問に対する答申の案です。

前回、前々回皆様に議論をいただきまして、議論の内容は、名簿の作成や管理に関すること自治会活動がまだ行われていないことまた活動をどのように行ったらいいのかということだと思います。このようなことを踏まえまして答申の案としております。さらにご意見があればご発言をお願いします。

(小島議長)

ありがとうございました。それでは委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思います。

(上平委員)

拝見いたしました、これは何時出すのですか。

といいますのも条例の趣旨及び内容に賛同すると書いてありますが、まだ条例も見えていないので見てから出さないと意味がないと思うんですけども。

(事務局：染谷健康福祉部長)

ごもっともですが、条例につきましては現在、健康福祉部と総務部で協議を行っております。今しばらくお待ちいただきたいと思います。

そして、今回の市長から皆さんに諮問した内容は、あくまでも条例の趣旨、及び主な内容についての諮問でございますのでこのような答申になるのではないかなと思います。今回このような答申をいただきましたならば、条例案の調整について全力を尽くして早いうちに皆様にお見せしたいと考えております。

(小島議長)

ありがとうございました。その他のご意見等はございませんか。

(栗飯原委員)

上から4行目、5行目にあります、地域における日常的な支え合い活動による支援が重要と考えます。というところに鑑みまして、先ほどいただいた資料の一番下にSOSネットワーク徘徊高齢者がありますが、29名おりますが、

現状として一人住まいなのか家族がいるのか、実態を教えてください。

(事務局：今野高齢者生きがい推進課長)

SOSネットワークにつきましては、警察に捜索願を出された場合、警察から連絡が来る。市は行政機関に対し情報を求める内容の通知を発送します。それとともに安心メール、これは登録されている方に配信するものですが、安心メールを配信しております。これは、発見されるまで配信されたままになり、発見されますとその内容を配信します。また、その旨行政機関に通知を発送します。実績ですが昨年の高齢者の徘徊の件数ですが、ひとり暮らしであるか家族同居であるかの確認は行っておりません。施設入所者の方が施設からいなくなる場合もありますが29名それぞれの状況についての確認は行っておりません。

(栗飯原委員)

どうして気になったかと言えば、4日ほど前にNHKで群馬県の例が出ましたが、67歳の方が7年間名前の1文字違いで判らなかったことが出て流山市の場合は、どうなっているのか気になったものですから、

(事務局：今野高齢者生きがい推進課長)

この29名については、すべて発見されて解決しております。

(鎌田委員)

防災無線での放送は、しないのですか。

(事務局：今野高齢者生きがい推進課長)

防災無線についてはしておりません。

(鎌田委員)

なんで、なさらないのですか。

(事務局：今野高齢者生きがい推進課長)

防災危機管理課に確認したのですが、危機管理課としては目的が違うとのことにより放送はしていただけないとのことでした。

(事務局：染谷健康福祉部長)

今野課長は、現状を申し上げただけでありまして、この改善につきましてよ

り広範囲に使用できるよう庁内で調整を図ってまいりたいと思います。

(小島議長)

他にご意見はございませんか

(鈴木(五)委員)

文章化するかどうか、文章の内容は、会長にお任せしますが、(2)で自治会に対して積極的に支え合い活動の実施を呼び掛けるとなっていて、(3)で、民生・児童委員が出てくるのですが、私は、実際に地域でかかわっていて、要支援者の情報を詳しく把握しているのは、唯一民生委員だけです。

民生委員の位置付けを一項設けた方がいいと思いますが、お任せいたします。個別情報は、民生委員から教えてもらうものです。

(事務局：染谷健康福祉部長)

民生委員・児童委員の皆様は、守秘義務がありますので、それは違います。

(鈴木(五)委員)

内閣府の取り扱い指針を読んでも、ネットワークを形成する民生委員と自治会が協力をして個別計画を立てるようにと書いてあります。まあ意見としていただいていいです。

(小島議長)

貴重なご意見として、お受けさせていただきます。

他にご意見はございませんか

(小泉委員)

先日、うちの自治会にも徘徊した方がおられまして、警察にお願いして、警察の担当者の名前を伺ったら、何でですかと言われ、電話通報の対応を確認したかったため名前を聞いたのですが、何か姿勢を正したかのように対応された。今回の群馬県の件は、本人が言った名前と靴下に書かれた名前をよく確認していなかった。警察の確認が怠っていたと思いますのできちんとしていただきたい。民生委員には守秘義務があります。私は自治会で話をするときは、相談があればお答えしますが、把握していない方についてはお答えしません。

(中村委員)

1回目、2回目で検討した、部長も懸念していた自治会加入率の低いことと、

見守り自治会が少ないところに対しては、今後努力をしていただくということで盛り込まれているのでいいかなと思いました。それから、情報管理の方法についても規則に取り込まれるということで、私は、この答申案でいいかなと思いますが、一点確認したいのですが、いただいた表の実人員が出るのでしょうか、たとえば、75歳以上の複数世帯でその中に障害者がいた場合、これは延べ人員だと思いますが、実人員で市には、見守りを要望されなくても災害時には名簿を提供するその実人員がどのくらいいて、たとえば175自治会の1自治会に何人ぐらい見守りをしなければならないのかと言う概算のようなものが出ていたら教えていただきたいということと、ここには、成人の人が多いと思いますが、市長が必要と認める者の中には、外国人と母子について議論をしていただきたいとあると思いますが、母子の中に保健所では難病の方の医療費の補助をしています、この中にも身障手帳を持っていない人たちもいますが、このような人たちにも同意書を取る機会だとかをいただきたいということと、母子について市は、子育てしやすい流山をキャッチフレーズにしているので、転入してくる母子で生まれたばかりの場合不安な方もいると思うので、成人から高齢の方だけでなく母子の方についても母子保険担当者と充分検討していただいて、詳細の規則の中には取り込んでいただきたい。

(事務局：河原健康福祉部次長)

人数については、後ほど回答しますが、母子に関しては、手上げ方式で希望される方に関しては、名簿を作成して提供していく考えです。また、転入者に対しては、パンフレット等によりわかりやすく対応していきたいと思います。

難病の方についても同様に、手上げ方式でご自身が名簿登録をお願いしたいという方に限りますが、周知を徹底して行っていきたいと思います。

(事務局：小西障害者支援課長)

難病患者の件ですが、市のほうに権限が委譲されて、育成医療として市で把握しております。手帳をお持ちでない方もおられることも承知しておりますし、手を挙げていただく方法で、把握をしてまいりたいと思っております。

表に書かれている数については、手帳をお持ちになっている実数です。1, 2級に表示されている数の中に高齢者が入っておりますが、年齢別で数値を出すことも可能であります。

(事務局：河原健康福祉部次長)

質問の趣旨とは違うかもしれませんが、高齢者につきましては同意をいただかなくても名簿に登載していくという考えですが、障害に該当する方には本人

の同意を得てから名簿に登載する考えですが、障害と高齢者と同一の方であれば、高齢者を優先して同意がなくても名簿に登載するという考えです。

（事務局：鶴巻健康福祉政策室長）

この方々がすべて支援を必要としている方であるとは限らないのですが、今手元にあるデータで申し上げますが、25年4月1日のデータですが就学前児童の幼児としまして、1歳から5歳までの年齢で10,036名でございます。さらに平成24年度でございますが、母子手帳の届け出、妊娠届を提出された人数ですが、1,729名です。外国人として登録されている人数は、1,631名でございます。この中から申し出があれば名簿に登載する考えでございます。

（上平委員）

自治会が今回のキーになると思うのですが、流山市はすべて自治会と呼んでいるのですか、もしそうでなければ、町会とか実態は自治会なのだけれど、呼び方が自治会でないものがあると思います。条例を作るとき定義として自治会とはこういうものですとやらないと町会が漏れてしまうことがあると思います。あと4ですが市が主語にならなければならないですけれども、主語が省略されてしまうと、情報を提供する団体をきちっと文章にするには、主語をつけた方がいいかなと思います。

（小島議長）

他にご意見はございませんか

（鈴木（孝）委員）

条例の内容に賛同するということですが、条例の条文を見ていないので条例の内容はわかっていないので、賛同はできないのではないのでしょうか趣旨についての賛同についての問題はありませんが、2点目として民生委員と記載されているところですが、民生委員は、民生委員・児童委員としているので活動しているので考慮願いたいのですが。

（小泉委員）

制定後の取り組みについて、文章では書かれていますが、具体的にどのようなことをするのか見えてこないなので、これから具体的に話し合っていければ、いいと思います。

（小島議長）

他にご意見等ございましたらお願いいたします

(上平委員)

(3)の相互に連携が図られ、効果的に展開されるよう必要な施策を行うこと。と書かれているが、条例が作成された後、行政は、どのような施策を行って、関連組織がうまく具合にコラボレーションができて、実際に見守り活動がうまくいく、ただそれがないと条例が生きてこないということです、市も大変だとは思いますがよろしく願いしたいと思います。

もっと言いますと自治会は分かりますが、民生委員・児童委員、地区社協、包括センターは、実際何をやっていてどこまで力があるのか、少なくとも私は理解が及んでいないところがある。ほんとにやれるのかなと疑問がある。たとえば、私は富士見台自治会にいたのですが、富士見台をカバーする民生委員がいない、他の地区の方がやってくださっていて私が自治会長をさせていただいた時に民生委員の方とコミュニケーションはほとんどなかった。

自治会と民生委員とのコラボがどのくらいできるのか、また、地区社協、包括とどのようなかわりを持てるのかわからない、それがちょっと心配です。

(杉田委員)

上平委員から民生委員が云々とありましたが、その人の資質だと思います。民生委員は、自治会・地区社協・老人会・子供会、と毎月の会合にはできるだけ参加し、情報交換を行っておりますし、個々の民生委員の資質によってばらつきがあるが全体でないことは確かですし、やっていることも確かですのでその辺はちょっと言いたかったことです。

(鈴木(孝)委員)

民児協の事務局の立場では、杉田委員から言われた通り民生委員にもいろいろあり、自治会とかかわっていかない人もあれば、自治会と連携を密にしながらやっている方もいらっしゃる。ただ上平委員の地区は、連携を取れていないところもあるのかなと思いました。地区社協についても地域の特殊性もありますがそれぞれの活動は行われております。もっと我々が皆様に理解していただけるように努力しなければいけないのかなと思いました。

(上平委員)

よくわかりますし、民生委員さんが一生懸命やっていただいておりますが、ただし、本文のような形で連携となると個人の資質ということでなくて、民生委員と言ったらこのレベルのことは全部やっていただかないと連携の実効性が

なくなるわけですから、一定のレベルは確保されなければいけないのではないかなというわけです。

(鈴木(孝)委員)

関係機関が連携を取って活動を行っていくことが大切であると思います。

(小島議長)

ありがとうございます、他にご意見等はございますか。

(鈴木(れ)委員)

3, 11の後、民生委員さんと懇談会を開いたときに、自分の担当区域に障害者の方がわかっていてもこちらからは行けない、私たちの障害をもおっている方から申し出れば喜んでいうのですね、まだ2回目の懇談会を開いてないのですが、近々開く予定なのでもっと話し合っていきたいと思います。民生委員さんは、大野会長が持っていた大きな地図を皆さんが持っていてみんな把握しているのですね、ただこちらから押しかけてはいけないそういう壁があるみたいです。

(栗飯原委員)

この話は、違うかもしれませんが、今力を発揮しているのが防災防犯カメラだと思いますが、流山市で設置している状況はどの程度ですか。

(事務局：鶴巻健康福祉政策室長)

ただいまお調べいたします。

(鎌田委員)

皆様からご意見が出ている(3)の各団体は、相互に連携が図られてかつ効果的に支え合い活動が展開されるよう必要な施策を行うとなっておりますが、名簿の作成のところで話がありましたが、それぞれ守秘義務があるので、関係機関が介したところで、どこまで出せるのか、守秘義務を抱えながら連携する会議のようなものが足りないのかなと思います。

(森山委員)

児童虐待などの会議がありますが、関係機関が会議の中で虐待内容などを話し合いますが、会議終了後には会議内容は持ち出さないよう制約がされているこのような会議はあります。

(田村委員)

2- (5) は必要ですか、災害時も手続きが必要ですか。

(小島会長)

国で定めた法により、市の条例の定めにより情報の提供ができるとされているところから記載してものです。

(事務局：鶴巻政策室長)

先ほどの防犯カメラの設置場所でございますが、市道や公園等の市有地に設置しておりまして市内に 30 か所あります。設置場所の詳細は防犯上の問題から省略させていただきます。

(小泉委員)

自治会が中心となると、話がありましたが、自治会それぞれ温度差があり単独で活動するのは、難しいと思います。地区社協で声の訪問活動を行っていて報告はいただいております。地区社協だけでもつながらない。

以前、町づくり協議会を実施した時にもう少しそれをきちっとした形で市の方で検討していただければ、もっと違った形になったのかなと思います。

地区社協のかかわりだけでなく P T A とかの団体がまとまってやっていって、自治会にやっていこうという呼びかけができることが、毎年役員が代わる自治会がやりやすくなってくると思います。組織づくりが出来上がっていかなかったことが残念です。

(上平委員)

条例の中に罰則を入れるか入れないかについて、条例案が出ていないのでお話の中で入れないとあったが、もう少し入れない方がいいのか、中野のようにきちっとした形で入れるのか協議した方がいいのかなと思います。何か問題があった時にどうするのか、犯罪に使われたとか、

(染谷部長)

地方自治体の範疇から、警察の管轄になると思われます。

前回この件について、議論をいただいたと承知しておりますが、その理由として 3 つ申し上げたと思います。1 つ目は民生委員・児童委員の皆さんについては守秘義務はあるのですが、罰則はありません。さらに協力自治会が少ないことに加え、協力自治会に対し罰則を与えることは言えないかなとさらに自治会

から罰則があるのでは協力できませんとなり、協力を求めることに水を差す恐れがあることから、市としては罰則規定は設けませんと申し上げたと思います。

(上平委員)

中野区では、どうして入れたのかわかりますか。

(河原次長)

抑止力が一番大きな考え方であると思います。

(染谷部長)

何度も足を運んで説明を申し上げることが罰則を設けるよりも抑止力になる効果があると思います。

(小島議長)

ほかにご意見がなければ、今回の審議の中で出た意見を踏まえまして、答申案の修正を行いましてこれに基づいて次回の会議で答申案を決めてまいりたいと思います。

事務局から次回の審議会開催に向けた日程についての説明があり、第3回福祉施策審議会は終了した。

以上